

事務連絡  
令和7年9月1日

都道府県  
各 指定都市 障害福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度における経営情報の報告に関する  
システムの運用開始に係る対応等について（周知）

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。）及び関係法令が平成30年4月1日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の3の規定による情報公表対象サービス等の経営情報の報告及び一部改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定による情報公表対象支援の経営情報の報告（以下「経営情報の見える化」という。）については、「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障障発0423第1号。）において、障害福祉サービス等情報公表システムを用いて行うことをお示したところです。

つきましては、経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュールや、貴自治体において周知をお願いしたい事項について、下記のとおりお示しますので、御了知の上、管内の障害福祉サービス等事業所へ周知をお願いいたします。

記

## 1. 経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール

経営情報の見える化の運用開始に係るスケジュール等は、以下を予定しています。

令和7年8月29日（金）	経営情報の見える化の運用開始（障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告について、システム入力開始）
	システム操作マニュアル、記入要領の発出
令和8年3月31日（火）	経営情報の見える化の報告期限（障害福祉サービス等事業所から各都道府県等への報告期限）
令和8年4月以降	公表（全国の障害福祉サービス等事業所から各都道府県等へ報告された情報のグルーピングした分析結果を国が公表 <sup>(※1)</sup> ）

(※1) 各都道府県等が管内の障害福祉サービス等事業者から報告された情報を公表する方法等につきましては、追ってご連絡いたします。

## 2. 都道府県等において周知をお願いしたい事項

### (1) システム入力にあたっての参考資料等

障害福祉サービス等事業者が適切に経営情報を報告していただくために、以下の資料について、管内の障害福祉サービス等事業所への周知をお願いいたします。

- ① 「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（平成30年4月23日付障発0423第1号。）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001552994.pdf>
- ② 「障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化」に係る都道府県等・障害福祉サービス等事業者向け説明会（令和7年8月4日開催）の動画及び資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_60356.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60356.html)
- ③ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（システム操作マニュアル、記入要領、ヘルプデスク等の掲載場所）  
<都道府県等向け>  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>  
<障害福祉サービス等事業者向けページ>  
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo/>

④ 障害福祉サービス等情報公表システムヘルプデスク

<電話番号>

0570-666-081 ※受付時間：平日 9:00～17:00

<都道府県等向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/ssinq.nsf/fInquiry?Open>

<障害福祉サービス等事業者向けお問い合わせフォーム>

<https://www.int.wam.go.jp/sec/opndom/wamappl/jssinq.nsf/fInquiry?Open>

(2) 令和7年度中に経営情報の見える化において報告する決算情報

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）の附則において、令和8年3月31日までの間は、経営情報の見える化の報告期限を通常、毎会計年度終了後3ヶ月以内としているところ、令和8年3月31日までと読み替えるものとしております。

当該規定に基づき、まずは、障害福祉サービス等事業所におかれては、令和8年3月31日までに「令和6年度決算情報」を各都道府県等へ報告してください。

なお、経営情報の見える化において、「令和X年度決算情報」とは、会計年度の始期が令和X年に始まることといたします。

(例)

○ 令和6年度決算情報

会計年度の始期が「令和6年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所

→ 会計年度が、令和6年1～12月、令和6年4月～令和7年3月、令和6年10月～令和7年9月等の障害福祉サービス等事業所

○ 令和7年度決算情報

会計年度の始期が「令和7年1月～12月」である障害福祉サービス等事業所

→ 会計年度が、令和7年1～12月、令和7年4月～令和8年3月、令和7年10月～令和8年9月等の障害福祉サービス等事業所